

食品安全確保調査・試験委託費のうち
有害化学物質リスク管理基礎調査事業委託費（継続）

1. 事業内容

(1) 有害化学物質サーベイランス・モニタリング調査

① 有害化学物質の汚染実態調査の実施

「サーベイランス・モニタリング計画」に基づき、有害化学物質による食品や飼料の汚染実態を把握し、リスク管理措置を検討するための基礎となるデータを整備するとともに、国際機関や事業者等に情報を提供する。また、計画期間中に、食品安全に関する想定外のリスクが顕在化した場合、緊急的に汚染実態の調査を実施する。

② 妥当性確認

実態調査を実施するに当たり、分析法が定量限界、再現性等の要件を満たすかどうかを確認するため、濃度既知の分析種を含む汚染食品（農産物）を調製し、複数の分析機関において分析した結果の解析を実施する。

(2) リスク管理措置検討・検証のための調査

① 生産段階における取組

必要に応じて、生産環境又は貯蔵条件等による汚染状況への影響を把握した後、効果的なリスク管理措置の検討を行うとともに、その検証のための調査を実施する。

② 食品事業者と連携した取組

食品中の含有量を把握した後、食品事業者による含有量の低減目標値の自主的な設定に関して指導・助言を行う。さらに、低減努力後においても低減目標値を超えた製品について、関係者により低減対策を協議するとともに、新たな低減目標値を設定する食品事業者に対して指導・助言を行う。

- | | |
|--------------|-------------|
| 2. 委託先 | 民間団体等 |
| 3. 事業実施期間 | 平成18年度～22年度 |
| 4. 平成20年度予算額 | 227（239）百万円 |

【担当課：消費・安全局消費・安全政策課 03-3502-5722（直通）】

**食品安全確保調査・試験委託費のうち
微生物リスク管理基礎調査事業委託費（拡充）**

1. 事業内容

（1）有害微生物サーベイランス・モニタリング調査

① 有害微生物の汚染実態調査の実施

「サーベイランス・モニタリング計画」に基づき、有害微生物による食品や生産環境の汚染実態を把握し、リスク管理措置を検討するための基礎となるデータを整備するとともに、国際機関や事業者等に情報を提供する。また、計画期間中に、食品安全に関する想定外のリスクが顕在化した場合、緊急的に汚染実態の調査を実施する。

② 妥当性確認

実態調査を実施するに当たり、検査方法が検出限界、再現性等の要件を満たすかどうかを確認するため、菌数既知の参照菌株を試料に添加する等により検査方法の妥当性を確認する。

（2）リスク管理措置検討・検証のための調査

汚染実態の調査結果に基づき、既存の汚染低減対策の見直しや新たな汚染低減対策の策定を行う。さらに、これらの低減対策の効果を検証するための調査を実施する。

- | | |
|---------------------|-------------|
| 2. 委託先 | 民間団体等 |
| 3. 事業実施期間 | 平成19年度～23年度 |
| 4. 平成20年度予算額 | 114（87）百万円 |

【担当課：消費・安全局消費・安全政策課 03-3502-5722（直通）】

有害化学物質及び有害微生物のリスク管理のための調査・分析

科学に基づく政策決定の必要性

- ・食品に由来する健康リスクがどの程度あるのか予測
- ・危害要因の性質や問題の発生過程等に即した決定
- ・リスクの程度に見合った対策の実施

有害化学物質による食品や飼料の汚染実態の調査の実施
(18年度～)

有害微生物による食品や生産環境の汚染実態の調査の実施
(19年度～)

20年度から汚染実態の調査・分析を拡充し、微生物によるリスクへの対応を強化

実態調査の実施のスキーム

リスク管理検討会(関係者)

毒性、汚染実態等についての情報収集

優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質、有害微生物の決定

実態調査計画の決定

計画に基づく実態調査／緊急調査の実施

調査結果の統計的解析

- ・取るべき具体的措置の検討・決定に反映
- ・取られた措置の妥当性・有効性の確認

国民の健康に影響を及ぼす被害の未然防止、発生の可能性の低減